

告 示

埼玉県告示第八百十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市区域線測量業務（H二十九南部―一〇七））

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十九年五月十二日から平成三十年二月二十八日まで